



労政

# まつもと

令和5年2月15日発行  
第155号

発行 松本市  
編集 産業振興部労政課  
電話 35-6286

## 第50回技能功労者褒賞式典を開催しました！



松本市では、同一の職業に長く従事しており、技術の向上、後継者の育成等、業界の発展に寄与され、ほかの模範となるような、優れた技術をお持ちの方々の功績を称える目的で毎年、11月23日の勤労感謝の日に「松本市技能功労者褒賞式典」を開催しております。

今年で、50回目の節目を迎える式典となり、臥雲義尚松本市長の式辞ののち、受賞者一人ひとりに市長から賞状と記念品が手渡されました。代表して芝山稔松本市会議長と本郷一彦長野県会議員の祝辞をいただき、受賞者を代表して美容師の百瀬弘一さんから、御礼とともに、関係者への感謝とあいさつがありました。

### ～今回受賞された皆様～

大工	狩野 正志	美容師	百瀬 弘一
電気技能	新井 巻好		小池 よ志子
理容師	小澤 光男		大月 孝子 (順不同、敬称略)

# 第60回 技能五輪全国大会

令和4年11月4日（金）から7日（月）までの4日間、第60回技能五輪全国大会が幕張メッセほか全13会場で開催されました。

この大会は各県から選抜された1014名が出場し、最優秀技能選手団は愛知県が獲得して閉幕しました。

長野県からは16職種46名が出場し、うち松本市から3職種3名が参加しました。

なお、大会に先立って10月24日（月）、選手は職場の上司の方とともに松本市役所を表敬訪問し、臥雲松本市長からは激励の言葉が贈られました。



## ◇ 技能五輪とは

23歳以下の青年技能者が、幅広い職種の中でその技能レベルの日本一を競う競技大会です。次代を担う青年技能者が目標を持ち、さらに高いレベルで技能の向上を目指すことを目的とするとともに、大会開催地域の若者が優れた技能に身近で触れる機会を提供し、その重要性や必要性を広くアピールしています。

## 技能五輪全国大会出場選手への助成制度があります。

松本市では中小企業等から技能五輪全国大会へ選手が出場した場合、その育成に要した経費の一部を助成する制度を設けています。

詳細については労政課までお気軽にお問い合わせください。

### 1. 対象

全国大会出場が決定した選手を育成した中小企業等

#### 《中小企業等》

松本市内に主たる事務所または事務所を有する法人・個人・団体または学校等で、条件に該当するもの

### 2. 補助金額

対象経費の3分の1（ただし出場選手1人につき30万円が上限）

### 3. 対象経費

・出場選手および指導者の訓練時間、指導実施時間を対象として支払った賃金  
・訓練に要した材料費、必要経費など（詳細はお問い合わせください）

### 4. 対象期間

技能五輪全国大会が開催される年の前年4月1日から開催日前日までの間  
※次回開催の第61回大会（11月17日～予定）の場合、令和4年4月1日から令和5年11月16日（予定）までの間

### 【お問い合わせ】

産業振興部 労政課

TEL：35-6286

MAIL：rosei@city.matsumoto.lg.jp

令和6年3月新規大学等卒業予定者の求人受理及び採用活動開始時期等について

ハローワークにおける、令和6年（2024年）3月新規大学等卒業予定者を対象とした求人申込の受付は2月1日から開始しており、学生への求人公開は4月1日からとなります。新規学校卒業予定者の採用についてぜひご検討いただき、採用計画に基づいた求人提出をお願いします。

新規学卒者対象求人は、専用様式でのお申し込みが必要となります。

また、就職・採用活動の日程につきましては、学生が学修時間を確保しながら就職活動に取り組むことができるよう、次のとおりご配慮いただきますようお願いいたします。

- \* 広報活動開始：卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降
- \* 採用選考活動開始：卒業・修了年度の6月1日以降
- \* 正式な内定日：卒業・修了年度の10月1日以降

	令和5年 (2023年)										令和6年 (2024年)			
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
関係省庁 連絡会議 で決定さ れた日程		3月1日以降 広報活動開始			6月1日以降 採用選考活動開始			10月1日以降 採用内定開始						
ハローワ ークにお ける求人 申込みの 受付及び 公開日程	2月1日から 令和6年3月新規大学等卒業予定者対象求人申込の受付開始													
		4月1日から 求人票の展示及び公開												

【お問い合わせ】 松本新卒応援ハローワーク TEL：31-8600

長野県 特定（産業別）最低賃金のお知らせ

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき、使用者は、その金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。

今般、長野県地域最低賃金の改正に続いて、長野県内の特定の産業で働く労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」が以下のとおり改正されました。

なお、適用業種等の詳細については、長野労働局ホームページでご確認ください。

【対象業種】	【時間額（令和3年改定額）】	【発効年月日】
計量器・測定器等製造業	945円（916円）	令和4年12月14日
はん用機械器具等製造業	956円（927円）	令和4年12月16日
各種商品小売業	910円（879円）	令和4年12月31日
※長野県地域最低賃金	908円（877円）	令和4年10月 1日

【お問い合わせ先】

長野労働局労働基準部賃金室（TEL：026-223-0555）  
または最寄りの労働基準監督署へ



## 「やさしい日本語」でコミュニケーション!

日本語能力の未習熟な外国人労働者とコミュニケーションをとるうえで有用なツールが「やさしい日本語」です。「やさしい日本語」とは、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のことです。広く日常において外国人労働者と関わる社員が「やさしい日本語」の知識を習得し、円滑なコミュニケーションをとっていくことが、労働環境を向上していくうえで重要です。人権共生課では、「やさしい日本語」や「外国人住民の生活オリエンテーション」などをテーマに出前講座を行えますので、お気軽にお問い合わせください。

また、「生活ガイドブック」、「防災ハンドブック」をそれぞれ9言語で作成し、外国人住民向けに発信しています。いずれも、市ホームページでご覧いただけますのでご利用ください。



◀生活ガイドブック・  
防災ハンドブック(松本市HP)

外国人労働者の安全衛生  
管理の手引き(東基連HP) ▶



【お問い合わせ先】住民自治局 人権共生課

TEL : 39-1105 MAIL : tabunka@city.matsumoto.lg.jp

## 心の悩みや仕事の悩み、相談してみませんか?

### 職業・労働相談

日時	毎週水曜日 9時~17時 (年末年始、祝日を除く)
場所	松本市勤労者福祉センター
賃金・労働条件・退職・解雇・労災・休暇のほかセクハラやパワハラなど、労働に関連する様々な相談に専任の相談員が応じます。 電話での相談もできます。	
◀相談無料▶ TEL : 0263-35-6286	

### 生活・労働相談

日時	平日 9時~17時 (年末年始、祝日を除く)
場所	ユニオンサポートセンター
解雇・賃金未払い・労働契約・セクハラなどの労使間トラブルだけでなく、家庭関係や金銭トラブル等日常生活全般の諸相談に相談員が対応します。 電話での相談もできます。	
◀相談無料▶ TEL : 0263-39-0021	

### 勤労者心の健康相談

日時	下記連絡先までお問い合わせください
場所	松本市勤労者福祉センター
“こころ”と“からだ”はつながっています。 「最近ちょっと変?」は心のSOS かもしれません。 もしかして、と感じたら迷わずご相談ください。 専門のカウンセラーが親身に相談に応じます。	
◀相談無料・要予約▶ TEL : 0263-35-6286	

### 若者職業なんでも相談

日時	下記連絡先までお問い合わせください
場所	松本市勤労者福祉センター
就職・キャリアアップのご相談、職場での悩み等、職業に関する様々な相談に専門のカウンセラーが 応じます。	
◀相談無料・要予約▶ TEL : 0263-35-6286	

ハローワークをご利用の事業主の皆さまへ

厚生労働省ではFAXの削減を含め、ペーパーレス化に取り組んでいます！

求人申込みには、

## 求人者マイページの活用をご検討ください！

### 「求人者マイページ」とは？

求人者サービスをオンライン上で受けられる事業主向け専用ページです。ハローワークにメールアドレスを登録後、パスワードを設定するだけで簡単に開設できます。

ご希望あれば、ハローワーク職員が訪問し、開設を支援します！

### メリット①：いつでも、どこでも求人申込みができます！

パソコン・スマートフォン等から求人申込みできるので、在宅勤務や出張等で事業所にいなくても登録が可能です。

### メリット②：職場の風景、自社製品等をPRできます！

求人票だけでなく、自社のPR画像を公開することができます。仕事の特徴や魅力を伝えることで、求職者のイメージアップ、応募につなげていくことが可能です。

### メリット③：求職情報を検索し、「リクエスト」ができます！

ハローワーク求職者の情報を検索し、求職者の方へ「リクエスト」ができるので、積極的な採用活動を行うことが可能となります。

- ※ 「リクエスト」とは、公開された求職情報を求人者が見て、自社の求人に応募してほしい求職者を選定し、応募の検討を依頼するものです。
- ※ ハローワークに登録している求職者のうち、経歴、専門知識、資格や希望条件など求職情報を求人者にPR（公開）することを希望している方々の情報（氏名、連絡先などの個人が特定される情報を除く）を検索できます。
- ※ 有効中の求人がある場合に利用できます。

### メリット④：過去に出した求人データを活用（転用）できます！

過去の求人履歴を利用して新たな求人申込みができるため、求人情報を自社で保存する必要がなく、管理もしやすくなります。

#### 【お問い合わせ先】

ハローワーク松本 求人担当

TEL：026-27-0111（部門コード31#）

#### 【求人者マイページの詳細はこちら】

ハローワークインターネットサービス

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>



参加無料

中信地区労務管理改善リーダー研修

# 働き方改革セミナー

**育児・介護休業法の改正により企業に求められること  
～従業員の離職を防ぐための御社と社会全体への投資～**

仕事と家庭の両立しやすい職場づくりは、社会の活力の維持だけでなく、企業にとっても優秀な人材の確保・育成・定着につながるメリットがあります。

妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるような職場になれば、技術やノウハウをもった人材を失うことなく、都度従業員を採用して育成する「時間と費用」を削減することができます。

本セミナーでは、令和4年度から段階的に施行されている改正育児・介護休業法について趣旨や制度、役立つ情報について解説するとともに、試行錯誤されている企業様向けに講師の方への事前の質問も受け付けます。

日時

令和5年3月13日(月) 午後1時30分～3時30分

会場

松本市勤労者福祉センター(3-3会議室)およびオンライン視聴

参加料

無料

講師

長野労働局雇用環境・均等室  
雇用環境改善・均等推進指導官 北原 江理 氏

お申込みはQRコード  
または下記URLから

<https://logoform.jp/form/N7tm/204137>



お問合せ先

松本市労政課 TEL:0263-35-6286 FAX:0263-88-7669

